

お客さま各位

岐阜商工信用組合

手形帳・小切手帳の発行終了および手形・小切手の振出期限の設定について

平素は、岐阜商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、下記の対応を実施させていただきます。

本対応は、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に、2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化が盛り込まれたことを踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として実施するものです。

今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手を振出しされるお客さま

(1) 手形帳・小切手帳の発行終了

【発行終了日】2026年3月31日(火)

- ・2026年3月31日(火)をもって、手形帳・小切手帳の発行を終了いたします。
- ・対象：約束手形、為替手形、マル専手形、小切手、自己宛小切手
- ・当座預金からの払い戻し手段である小切手の代わりとして、今後、専用の払戻請求書を制定する予定です。

(2) 手形・小切手の振出期限の設定

【最終振出期限】2026年9月30日(水)

- ・手形・小切手の最終振出期限を設定いたします。
- ・最終振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

2. 手形・小切手をお受取りになるお客さま

(1) 2027年4月以降を期日とする手形の取立受付停止

【取立受付停止日】2025年6月30日(月)

- ・2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止させていただきます。

3. 代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化には、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代などのコスト削減、現物紛失リスクの低減等のメリットがあります。

当組合では、手形・小切手に代わる決済方法として「ビジネスバンキング」による振込や「でんさいサービス」を用意しておりますので、お早めに移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上